

インターネット上で誹謗中傷の被害を受けた方へ

発信者を特定したい
名誉毀損で訴えたい

そんな方に活用していただける補助金があります

✓ 誹謗中傷被害者法的サービス費用支援事業補助金

インターネット上の誹謗中傷被害により生じる名誉毀損等に係る開示請求等の手続きにおいて、被害者が負担する弁護士費用を支援

〈補助額〉

上限11万円

〈補助率〉

1 / 2

※負担した弁護士費用の着手金

〈補助対象者〉

山梨県内に在住し、誹謗中傷被害を受けている方

〈条件〉

- ▶山梨県または法テラスが実施する無料法律相談を利用した方
 - ▶裁判等を行うために弁護士費用の着手金を支払った方
- ※この他にも所得要件等、一定の要件があります

詳しい要件や手続方法については・・・

◆お問い合わせ先：



山梨県 県民生活部 県民生活安全課 人権・生活安全担当

☎055(223)1352 までご相談ください